

雇止め問題 ～名古屋大学の場合

名古屋大学職員組合 書記次長
全国大学高専教職員組合 中央執行委員

佐々木 康俊



名古屋大学大学院工学研究科材料デザイン工学専攻（計算組織学
研究グループ）技術補佐員。名古屋大学職員組合書記長、中央副
執行委員長を経て現役職。2015年度より全大教中央執行委員。

はじめに

名 古屋大学職員組合の契約職員（日給制、大多数は年俸制のフルタイム職員）・パート職員で構成する職種別の部会では、2013年の改正労働契約法施行に伴い、非常勤職員の期限撤廃に向けて各部局長と会見を行いました。そして、団体交渉、学習会の開催、ビラ配り、署名活動、ノボリによる宣伝など積極的に活動しました。その結果、名古屋大学のこれまでの労働契約法への対応案の見直が行われ、2018年度より非常勤職員の雇用が大きく変わろうとしています。

ここからは、この間の改正労働契約法への対応へのとりくみの報告だけでなく、国立大学法人化後の国立大学をめぐる問題や、その状況を広範な国民に説明し、問題意識を共有する方法の一つとして愛知県为国家公務員の組合や教育関係団体との連帯したとりくみ、看護師への年俸制適用職員の導入を、検討に入る前に中止させた例も併せて紹介していきたいと思えます。

1. 国立大学法人化後急増している「非常勤職員」

国立大学は2004年度から「非国家公務員型」として、法人化され、国立大学法人となりました。その過程で、法人化以前は「会計雇」で雇用されていた週30時間未満のパート職員も大学の職員となりました。ただ、法人化後非常勤職員が増えた理由をこの点だけで解釈すると誤った認識となる可能性があります。各国立大学が公表している「役職員の報酬・給与等について」から、法人化後の推移を見てみますと、名古屋大学では2004年度任期付年俸制職員は教員に5人いただけでしたが、2016年度には年俸制適用任期付職員724人(教員691人、事務・技術2人、専門職3人、UR A 28人)と年俸制適用非常勤職員202人(教員15人、事務・技術187人)へ激増しています。同じく2004年度の常勤職員は2,767人(教員1,440人、外国人教員6人、附属学校36人、事務・技術762人、看護師391人、技能・労務16人、医療技術109人、指定職7人、専門職1人)から2016年度は3,101人(教員1,314人、附属学校32人、事務・技術743人、看護師763人、技能・労務1人、医療技術246人、指定職1人、専門職1人)と総数は増えていますが、医療職以外は減少しています。他大学では看護師の非常勤職員も常勤職員数に近い人数を雇用している例もありますが、名古屋大学は看護師の非常勤職員は「該当者なし」と記述されています。

この経緯には、組合のとりくみが結びついているともいえます。ある附属病院の幹部が看護師に年俸制を導入するためにはどうすればいいのか質問したことがありました。組合はニュースを出し、すべての医学部・病院の教員と看護師に送付し、問題点を指摘した結果、病院当局は「組合がピラに書いているような看護師に年俸制を導入する予定はない」と表明し、年俸制適用職員は導入されませんでした。年俸制問題とは別の問題となりますが、看護師は採用直後の3年間任期付きで雇用し、一旦3年分の退職金を支給し、その後、新たに任期無しで雇用していましたが、この制度も廃止され、採用時から看護師は常勤職員として雇用されて、退職金もはたらきはじめた時から連続して積算されるようになりました。

2. 非常勤職員数と自己収入・外部資金

2004年の国立大学の法人化以降、運営費交付金は毎年削減され続けています。

国大協の2016年度補正予算及び2017年度予算における国立大学関係予算の充実について(要望)-----国立大学が我が国の発展に貢献し続けるために-----¹によると2004年度(一般運営費交付金、特別運営費交付金、附属病院運営費交付金と特殊要因運営費交付金の合計)の1兆2,415億円から2016年度(基幹運営費交付金、機能強化経費と特殊要因運営費交付金の合計)の1兆945億円へ削減されています。また、このうち一般運営費交付金だけでも2004年度の9,785億円から2016年度は9,113億円へ削減されています。

このような財政状況のもと、従来の事業活動を継続するためにも外部資金の獲得するために各国立大学は奔走しています。

「名古屋大学財務レポート2016」では、収入の概要について「名古屋大学における収入は、大学の運営財源として国から交付される運営費交付金や施設整備費補助金等のほかに、授業料等の学生納付金収入や附属病院収入等の自己収入、そして寄附金や受託研究等収入などの外部資金から構成されています。」²と紹介しています。

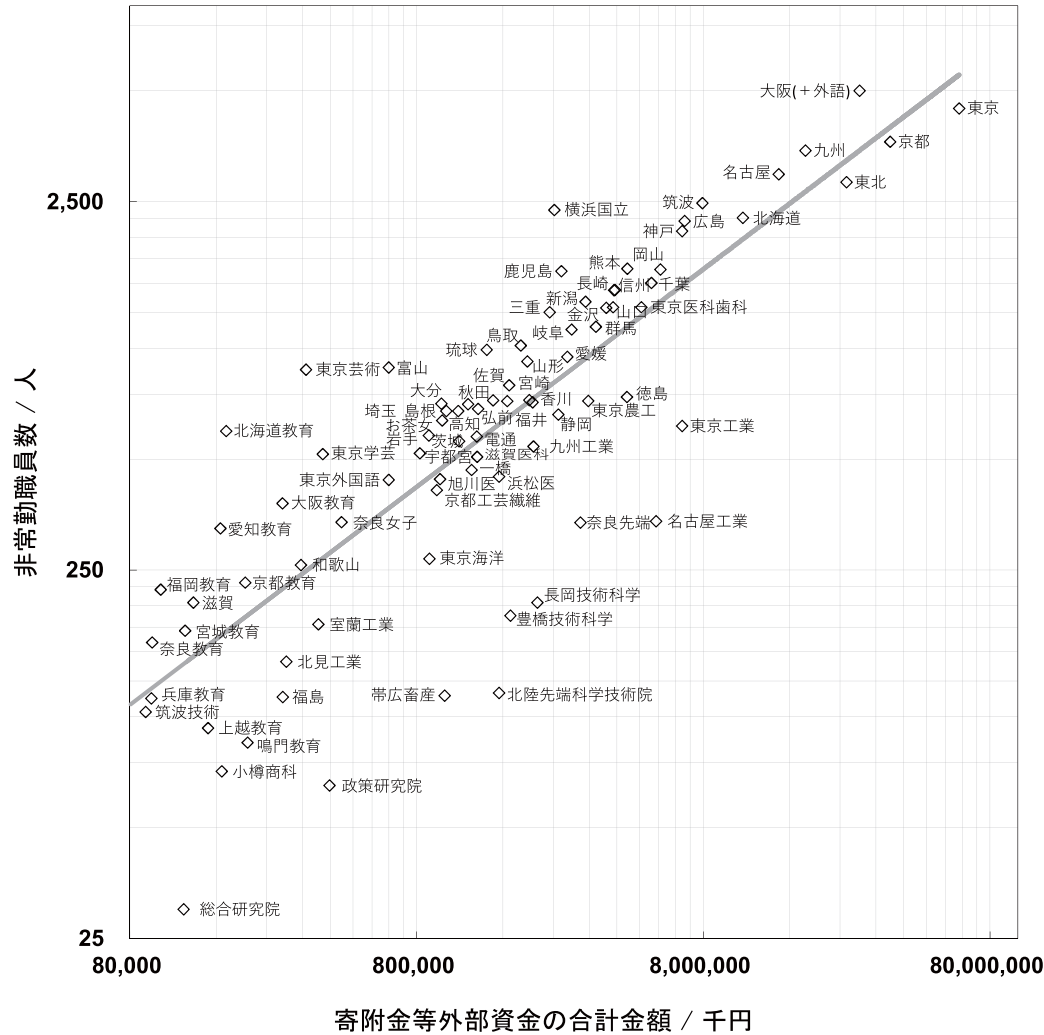
国立大学が法人化された直後に私が参加した学会の講演会で、当時の理事が(その学会は大学のみならず、企業の研究者も加入している)国立大学の法人化を紹介する講演がありました。その中で「外部資金を獲得し、運用するために、さらに人手が必要になる」と外部資金と非常勤職員数のグラフを示し、説明されました。

そのおぼろげな記憶を元に2005年度(図1)と2015年度(図2)の各国立大学(ホームページでは財務省表の附属明細書がみあたらなかった山梨大学を除く)の財務諸表(附属明細書)から非常勤職員数と外部資金のグラフ

1 <http://www.janu.jp/news/files/20160830-wnew-giren1.pdf>

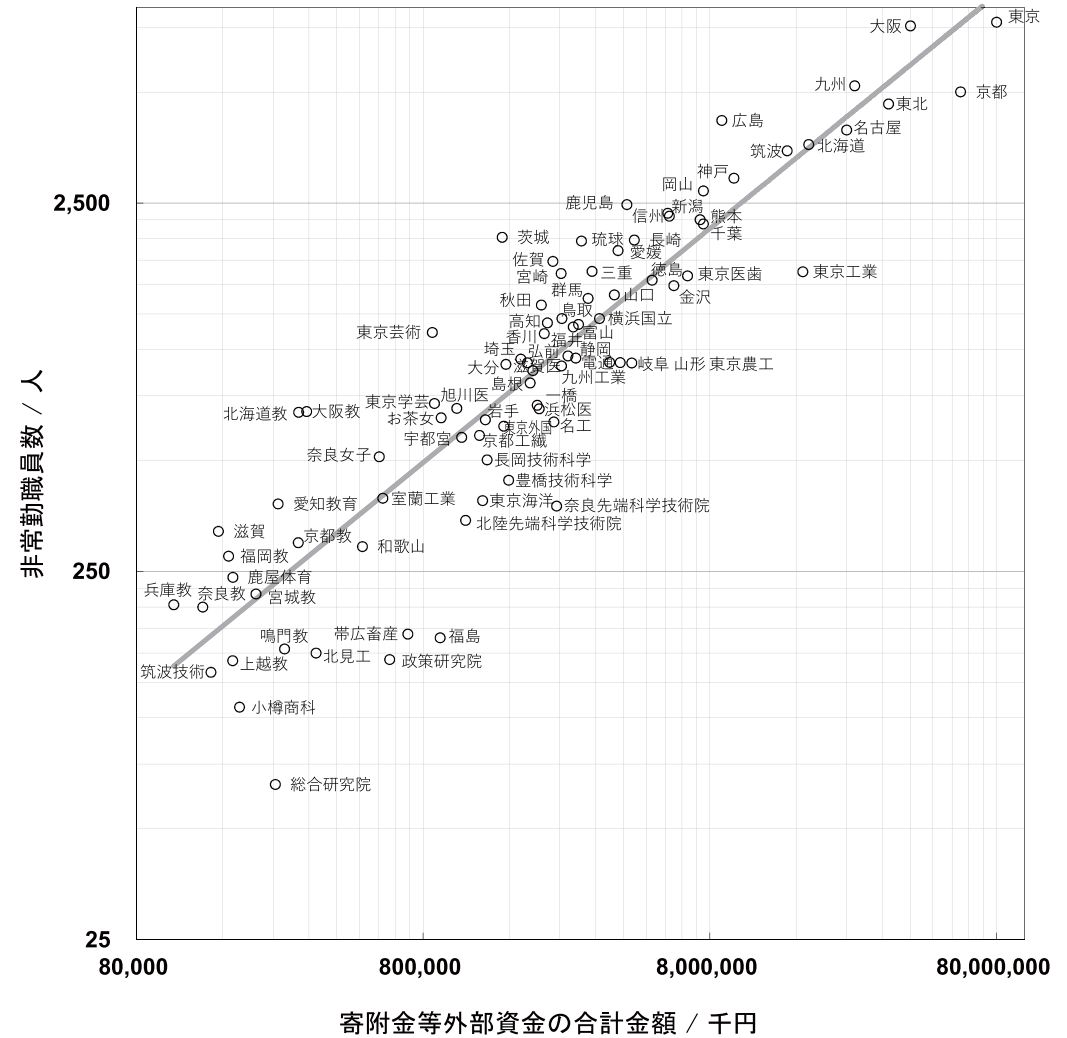
2 http://www.nagoya-u.ac.jp/about-nu/upload_images/financial-report_2016.pdf

を作成しました。縦軸は「附属明細書」の「(17) (2015年度は(18), 以下カッコ内の数字は附属明細書で多くの大学が付けている各項目の番号) 役員及び教職員の給与の明細」の人数をプロットしていますが、この「非常勤職員」と記述されている職員がフルタイムかパートタイムか、日給、時給や年



【図 1】 2005 事業年度の各国立大学法人の財務諸表より

俸などの雇用条件は不明です。横軸の「自己収入金額」は同様に「附属明細書」の(20) 寄附金の明細 (千円) 当期受入額、基金、(21) 受託研究の明細 (千円) 当期受入額、(22) 共同研究の明細 (千円) 当期受入額、(23) 受託事業等の明細 (千円) 当期受入額と (24) 科学研究費補助金の明細 (千円)



【図 2】 2015 事業年度の各国立大学法人の財務諸表より

当期受入[直接経費相当額で外数]の合計金額です。両軸を線形にするとグラフの点が偏るため、縦軸も横軸も対数軸でグラフ化しています。2016年の全大教第28回教研集会でA3「賃金・労働条件問題」分科会に提出したレポートでは大学名を記入してありませんでしたが、図1と図2では各年度のプロット点の右に大学名(2005年度は別法人だった大阪大学と大阪外語大学はそれぞれの合計数値を「大阪+外語」)を記述しました(図1)。しかし、各プロット点が重なっている箇所があり、判読しづらい大学があります。また、累乗近似曲線も引いてあります。

文系分野のプロジェクト資金には、装置や機械を購入することもなく、人件費が多く占めるものもあり、単純に非常勤職員数と外部資金で全体を観るのは不正確な所があるかもしれませんが、外部資金を稼ぐほど非常勤職員が増えている傾向は現れていると思います。

非常勤職員数は2005年度では最小30人・最大4,998人でしたが、2015年度には最小66人・最大7,751人へと増加しています。同じく寄附金等の外部資金は2005年度では最小9千万円・最大624億円でしたが、2015年度には最小1億4千万円・最大799億円へと増加しています。

3. 国立大学をめぐる問題を国民と共有

このような国立大学をめぐる問題を国立大学職員以外の国民・市民へも知らせて、大学の教育、研究、医療、基盤的経費拡充などのとりくみを応援してもらうには、SNSの活用や地道にビラ宣伝をするなどの方法がありますが、単組だけでとりくむには、手間も時間も勇気も必要で、実行するのはなかなか難しいものです。

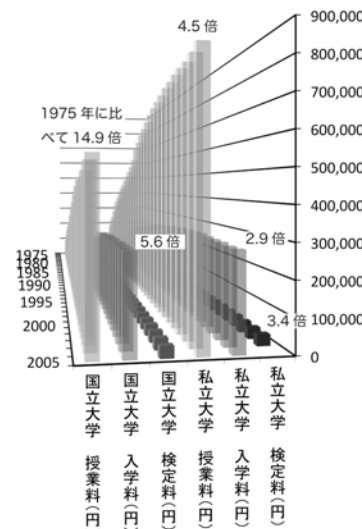
愛知県の国家公務員の組合(愛知国公)では「愛知国公大宣伝(傘下の組合が、各職場の実情をわかりやすく市民向けに、栄の三越周辺で、一斉に宣伝する場)」をとりくんでいます。昨年は2016年12月17日に企画されました。名大職組はこれに参加して、「消費税増税はやめ、すべての労働者の給料

名大ねっと

○大学の基盤的経費の十分な措置を
○消費税増税は止め、すべての労働者の給料上げて景気回復を！！

2016.12.17 No.43-愛知国公大宣伝版
編集・発行：名大職組中央執行委員会
事務所：工学部2号館北館332
HomePage：http://nuufs.org
e-Mail：nuufs@nuufs.org
連絡先：Tel. 052-789-4913
Fax. 052-781-4072

30年間で15倍に上がった授業料や入学金！ 学費無償化！誰でも利用できる給付制奨学金を！



年度	国立大学		
	授業料(円)	入学金(円)	検定料(円)
1975	36,000	50,000	5,000
2005	535,800	282,000	33,000

国立大学の2004年度以降の額は国が示す標準額である。

文部科学省 国立大学と私立大学の授業料等の推移より

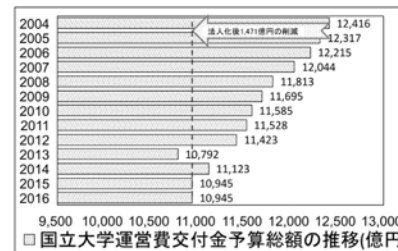
国立大学の授業料は、1975年度から2005年度までの30年間で14.9倍に引き上げられました。入学金も授業料と同じ30年間で5.6倍に引き上げられました。

こうして世界一高い授業料となり、受験生をもつ家計に多大な負担をかけていますが、入学後、奨学金を利用しても、ほとんどの場合が、卒業後に返済する必要があり、高額の借金となり、生活を脅かすものになっています。

2017年度予算編成過程の中で給付制奨学金が創設されようとしてはいますが、何人に支給されるのか等その内容は不明です。OECD加盟34カ国で、授業料がない国は17カ国、給付制奨学金のある国は32カ国で、大学で授業料を取りながらも給付制奨学金がない国は日本だけです。その原因は、日本の教育に対する公的支出が低いからです。せめて現状の対GDP比3.2%をOECD加盟国平均水準の4.5%へ引き上げることが必要です。

文部科学省 国立大学と私立大学の授業料等の推移より

国立大学は第3期氷河期、 減り続ける運営費交付金



2004年4月から国立大学は法人化されました。大学の中心的財源である「運営費交付金」は国から交付されます。

2016年度予算は、国立大学法人化後初めて前年度と同額を維持したものの、2016年度までの12年間で一般運営費交付金は1,471億円も削減され、大学の教育、研究、診療は危機的な状況になっています。

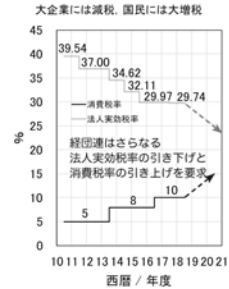
さらに第3期(2016年度から6年間)は機能強化の方向性に応じて、各国立大学毎に予算配分が見直されて大学運営はさらに危機的状態となっています。

【図3】「名大ねっと 号外」2016.12.17 No.43 (1/2)
http://www.nuufs.org/?action=multidatabase_action_main_filedownload&d-
ownload_flag=1&upload_id=2135&metadata_id=854

「景気を落ち込ませ、税金も悪化させる賃金削減」

日本は1997年以降、ほとんど毎年、賃金は前年よりも下がっていることが、日本経済悪化の根本原因であるといわれています。

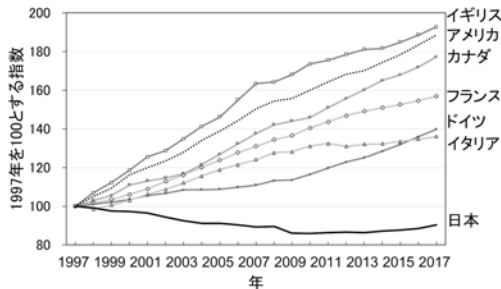
日本の従業員の平均年収では467万円(1997年)から415万円(2014年)



大企業には減税、国民には増税へと52万円も減っています。

今、日本に必要なのは、派遣労働などの非正規雇用をなくし、労働者の雇用を安定させたり、最低賃金を引き上げていくことです。

国家公務員の賃下げは、めぐりめぐって、民間労働者にも影響し、日本のすべての労働者の賃金が低下し、年金も引き下げられる理由にされ、日本の景気悪化・税収減をもたらします。



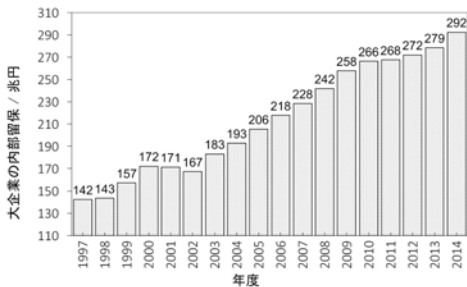
大企業はもうかっているのに、賃金は増えていません！

一方で大企業は内部留保を同じ時期に142兆円から292兆円へと150兆円も増やしています。大企業が儲けても労働者の賃金は増えていません。この内部留保の1%程度を取り崩しただけで月1万円の賃上げが実施できる大企業は8割もあります。

消費税は廃止！

消費税創設の1989年度以来28年間で、消費税による税収は328兆円に上ります。ほぼ同時期に法人3税(法人税、法人事業税、法人住民税)は271兆円、所得税・住

民税は260兆円も減りました。国と地方を合わせた法人実効税率は80年代末50%程度でしたが、段階的に引き下げられ、2016年度には30%台を割り込み、安倍政権は「世界で一番企業が活動しやすい国」をめざして18年度には29.74%まで引き下げようとしています。今こそ、消費税増税は止め、すべての労働者の給料を上げて景気回復をはかる時です。



資本金10億円以上の大企業の内部留保の推移 財務省法人企業統計より。
*内部留保は資本剰余金、利益剰余金、引当金と特別法上の準備金の合計。

あげて景気回復を！！」や「大学の基盤的経費の十分な措置を」を特集したピラを「名大ねっと」の号外(図3)として発行し、クリスマスを前に繁華街を歩き交う市民に広くアピールし、用意した200枚は予定時間内に無くなりました。

また、このピラはこの日の宣伝だけでなく、愛知国公の「行政・司法レポート2017」にまとめられ、2017年2月に愛知公務共闘が主催した「公務・公共業務交流集会」でも紹介され、地元選出の衆参国會議員への送付、さらに愛知県内の自治体への要請行動においても各訪問先における懇談の説明資料として配布されました。

このほかにも愛知県内では「憲法の理念を生かし、子どもと教育を守る愛知の会(【賛同団体】愛知教育大学職員組合執行委員会、愛知県教職員労働組合協議会、愛知県高等学校教職員組合、名古屋市立高等学校教員組合、名古屋大学職員組合、名古屋工業大学職員組合、愛知学童保育連絡協議会、愛知県歴史教育者協議会、子どもたちに「戦争を肯定する教科書」を渡さない市民の会、子どもと親が安心できる30人学級を求める会)など、教育関係団体による共同したとりくみがあり、講演会や集会を定期的に開いたりしています。名大職組も事務局会議に参加し、小中高の関係者とも大学をとりまく問題を共有し、共同のとりくみができるようにしています。

4. 学長選挙のとりくみ

名古屋大学通則の(目的及び方針)³では、「教育基本法にのっとり、学術文化の中心として広く知識を授け、専門学芸の各分野にわたり、深く、かつ総合的に研究するとともに、完全なる人格の育成と文化の創造を期し、民主的、文化的な国家及び社会の形成を通じて、世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。」としています。

³ <http://www.nagoya-u.ac.jp/extra/kisoku/act/frame/frame110000001.htm>

【図3】「名大ねっと 号外」2016.12.17 No.43 (2/2)
http://www.nuufs.org/?action=multidatabase_action_main_filedownload&download_flag=1&upload_id=2135&metadata_id=854

誰が学長になるか、またどのような方法で選出するのはその後の大学運営に大きく影響します。また、名大では法人化後最初の学長の任期も2004年度から始まりました。名大職組では法人化以前と同様に学長選挙においては、基本的に選挙の始まる前に学長選ニュースを発行し、大学を巡る状況と、ふさわしい学長像を示した後に候補者アンケートを行っています。

法人化後は組合単独で検討したアンケート項目となりましたが、第2次投票の候補者全員が回答を寄せています。これらは組合のニュースとして有権者に配布しています。

一番最近の学長選ニュースは2014年8月に発行しています。⁴ その目次は、以下の通りで、

- 1 大学におけるガバナンスのあり方・・・3
- 2 国立大学改革プランへの対応・・・4
- 3 学生の学ぶ環境の整備・・・8
- 4 若手研究者の養成・・・9
- 5 職員各層の現状と課題・・・10
- 6 まとめ・・・12

まとめを含め6項目の構成で、12頁となるため、最初に要約もつけました。大学を巡る問題を候補者や構成員に広く伝える内容となるように作成しています。「第2次候補者の所信表明」の会場入口で学長選ニュースと候補者アンケートを参加者に配布しました。

なお、それ以前のニュース類も、組合のホームページに掲載しています。

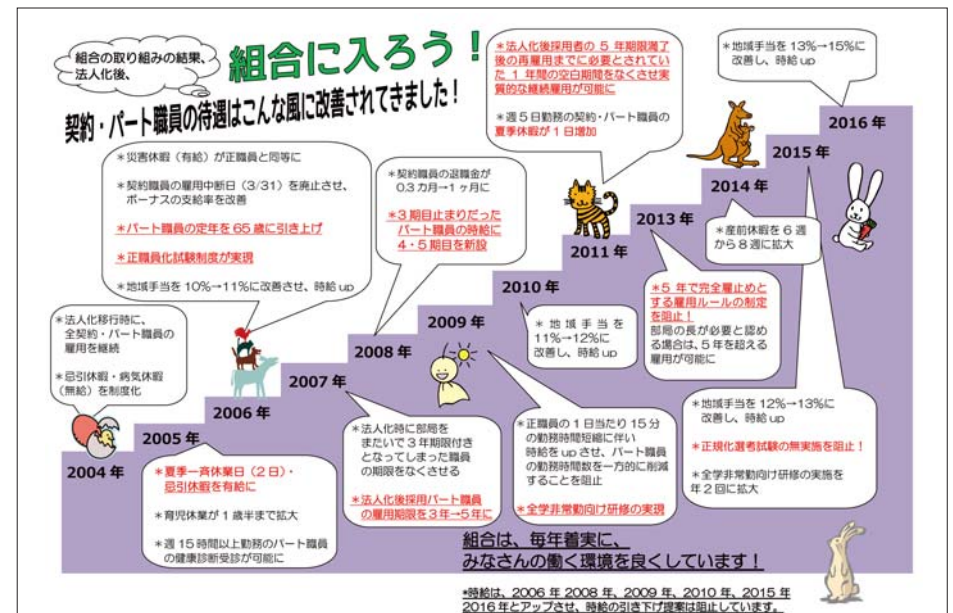
■ 第II期 http://www.nuufs.org/?page_id=146

■ 第I期 http://www.nuufs.org/?page_id=147

⁴ http://www.nuufs.org/?action=multidatabase_action_main_filedownload&download_flag=1&upload_id=981&metadata_id=245

5. 法人化後の名大職組のとりくみ

【国】 立大学法人化後、名古屋大学の非常勤職員には雇用期限が設けられました。「パート職員の雇用期限を撤廃してほしい」という要望に応え、団体交渉等を継続してとりくみ、これまで、法人化直後に設定された雇用期限の3年を5年期限に延長し、さらに5年期限終了後も、1年の空白期間を置かず「公募」によって新規採用という形での継続的雇用を可能とさせました。この背景としては、「契約・パート職員部会」(法人化前は「非常勤職員部会」)の運動があります。名大職組の職種別部会として、少なくとも40年以上の歴史があります。原則として毎週1回昼休みに部会を開き、自分たちで要求をまとめ、中央執行委員も推薦し、署名やニュースの作成、交渉・会見、組合員拡大、全大教の教研集会や交流会議に参加するなどの運動をとりくんでいます。これらの成果をまとめ(図4) 組合員拡大の資料にも活用しています。



【図4】「成果のまとめ」名古屋大学職員組合 契約・パート職員部会が作成 http://www.nuufs.org/?action=multidatabase_action_main_filedownload&download_flag=1&upload_id=2517&metadata_id=52

6. 労働契約法改正直後のとりくみ

労働契約法が「改正」され、名古屋大学では2013年2月に、在職期間は通算5年未満とし、引続き同一人物を再度雇用する場合は6ヶ月の空白期間を設ける対応案が提案されましたが、組合はほぼ一ヶ月間で1,198筆の署名を集めました。この署名は部会で全職員へのダイレクトメールの発送作業をし、連日手分けして、昼休みに生協食堂周辺や、この時期は春休みで学部学生は大学に来ていないため、研究室を個別に訪問し集めました。集めた署名は委員長が学長に手交し、当局に見直しを求め、同年3月に「現行の雇用形態を継続しなければ、人材流出や人が入れ替わることによる業務への支障等が起こるため、現行に即した雇用形態を継続することを可能とするよう」「部局の長が必要と認める場合、5年を超える雇用（更新）を可能とする」と改正させました。

7. 改正労働契約法をめぐる2016年のとりくみ

しかし、無期転換労働契約を恐れて、この制度を利用した部局はありません。そのため、組合は「部局の長が必要と認める」制度を活用させるために、部会メンバーと当該部局の名大職組支部役員と協力し、2016年6月からこれまでに7部局長と会見を行いました。間接費が比較的多い部局でも研究科長からは「10年、20年先や定年までの雇用は約束できないが、10年、20年後に振り返ってみて連続して雇用していたということはあるかもしれない」といった主旨の発言もありました。また、会見した多くの部局からは大学として統一的な対応を求める意見がありました。

組合は改正労働契約法を学ぶために、2016年7月には労働契約法対応問題に関して労働関係に精通されている方を講師に、2週連続の学習会を昼休みに東山キャンパスで開催しました。この学習会の開催案内は東山キャンパスの非常勤職員全員に学内便で通知しました。この発送作業は部会で手分けし、

三つ折り作業や宛名シール貼りなどの準備作業を行いました。学習会には2回とも100人以上の参加がありました。東山キャンパス以外でも、医学部附属病院のある鶴舞キャンパスで1日にまとめた同様の学習会を開催しました。案内ビラや学習会の中でも組合への加入を呼びかけ、配布した加入申込書に記入して返信することによる加入もあり、部会の定例会合への参加者も増えました。

8. 改正労働契約法をめぐる2017年1～3月のとりくみ

契約・パート職員部会は2017年1月からは「1. 転換権が発生する前の雇止めを禁止すること」「2. 希望する契約・パートタイム勤務職員を無期転換すること」を要求する署名をとりくむことを決め、署名用紙を全教職員宛に送付するとともに、Web署名も準備しました。集約数は部会のメーリングリストで案内し、日々の到達点を共有し、署名のとりくみを推進しました。寄せられた賛同署名1,025筆を2月28日（追加分は4月25日）に学長へ手交しました。

2017年2月に名大としての無期転換案が組合と過半数に提案されました。「直接当局の説明を聴き、疑問点を質問しましょう」と組合員にメールマガジンで説明会への参加を呼びかけ、通常よりも多くの参加者が集まり、説明会会場はほぼ埋まりました。この時の内容は、[①正規職員と現在の契約・パート職員の間、新たに「事務員」という職層を設ける]、[②対象者は30時間のパート及び契約職員]、[③無期転換するための選考方法は、高卒程度の筆記試験と面接等による選抜とする]、[④正規化試験について、現在の契約・パート職員からの登用は中止し、無期化された職員の中から2年以上経過した者が受験可能、内容は大卒程度に変更する]、[⑤無期転換されなかった者の6か月のクーリング期間終了後の採用について、退職時と同一部局での雇用は認めない]、というものでした（2017年9月9日全大教非常勤職員交流集会レポート名古屋大学職員組合契約・パート職員部会より）。

この内容は、試験による選抜で、採用人数も不確定であり、合格者以外は全員、通算5年期限の到来前に雇止めとするものでした。これは労働契約法の趣旨に反するもので、承諾できるものではなく、組合は直ちに団体交渉を申し入れました。この提案に対して組合は「事務員採用試験（仮称）って変でしょ？」ビラ（図5）やノボリ（図6）も作成し「名大職組は、今回のこの

提案に反対します」「5年以上働いたら、希望者を無期雇用に転換して下さい」と朝の地下鉄前や昼休みの食堂前で宣伝しました。

平成29年施行予定らしい
事務員採用試験(仮称)って変でしょ?
2017年2月7日の部局長会と2月9日に選挙学生代表と組合への説明会がありました。

5年の期限を超えても、この試験を受けたら合格者だけ！【無期雇用の非常勤職員】で採用、なんて案が出てるんだって！
どうということ？ 組合にきてみよう！

大問題だよ!
法律に反してる!
組合との確認事項を一方的に破ってる!
大学が、職場がおかしくなる!

詳しくは裏面を!

名大職組は、今回のこの提案に反対します!!
「5年以上働いたら、希望者を無期雇用に転換して下さい」
法律を遵守してほしいと言う主張です

あなたの声も組合と一緒に大学へ届けましょう!
5年期限問題の署名 やってます!
しめきり再延長しました!
ぜひ署名にご協力をお願いします!

名古屋大学職員組合
〒464-8601 名古屋市千種区不老町
office 工学部2号館北側3階332号室
Tel/Fax 052-789-4913
e-mail nuufs@nuufs.org

無期雇用に【新しく】採用する試験で、5年期限の雇用問題を大量雇止めで【解決】しちゃうなんて言う
事務員採用試験(仮称)は、問題点だらけ!

仮にこの法律の趣旨に反した試験をやったにしても、不合理な差別を禁じた改正労働契約法 第20条に反してるよ!

5年も働いて経験も積んだ充分な即戦力の人を試験で落とす、でも、落とした人が担った仕事を穴埋めするため、未経験の新しい人を試験しないで雇って同じ業務させるの? また有期期限で? どちらも不合理!
あんな業務が変わらず継続されて同じ仕事をするところでも?

あなたが受験の年に試験がない合格者も人も! そもそも『募集がなかったら採用がない...どころか(仕方ない)で試験がないんだよ? 何人採用するか、試験するかすら不明のもの...信用できる? (学校で採用できる職員を雇い、派遣があれば同じようなスタートアップの職員が雇われる?)

ほかの各国立大学でも同じような法律無視の制度が横暴に作られてつあり、とくに東北大学は、弁護士さんと交えての大学との協議など大変な事態になってる!

ええ... (困惑) 問題だらけじゃん... 大丈夫なの名大...
スコア

良くない! と思ったら! あなたの声も組合と一緒に大学へ届けましょう!
毎週(火曜日)のお昼休み、パート職員で話し合いもしています。気分になったらぜひ、下記の場所へお気軽においで下さい!

名古屋大学職員組合
〒464-8601 名古屋市千種区不老町
office 工学部2号館北側3階332号室
Tel/Fax 052-789-4913
e-mail nuufs@nuufs.org

5年期限問題の署名 やってます!
しめきり再延長しました!
ぜひ署名にご協力をお願いします!

【図5】「事務員採用試験（仮称）って変でしょ？」ビラ（2/2）



【図6】名古屋大職組：雇止め反対・組合に加入しよう!のぼりを設置（撤去済）

【図5】「事務員採用試験（仮称）って変でしょ？」ビラ（1/2）
http://www.nuufs.org/?action=multidatabase_action_main_filedownload&download_flag=1&upload_id=2255&metadata_id=823

3月3日にこの問題で団体交渉を行いました。要求書は以下の3項目としました。

団体交渉要求書

1. 「労働契約法改正に伴う無期労働契約転換について（案）」の提案を撤回すること。
2. 有期契約労働者の無期転換を行うこと。当面、無期転換を希望する者について、無期労働契約への転換を行うこと。
3. 労働条件通知書における契約期間の雇用更新にかかる記載については、従来どおり「更新する可能性がある」と表記すること。

以上

組合員にメールマガジンで団体交渉への参加を呼びかけ、傍聴者も多数参加しましたが、当局は「◆試験制度を撤回するつもりはない◆なるべく多くの方を無期化していきたい◆部局の判断で無期化する方法（2013年3月修正）もなくしたわけではない」という回答でした。この団体交渉の交渉結果報告も組合員へ速やかにメール配信しました。当局とは交渉後も3回のうちあわせをもち、煩雑化させる試験の廃止、現場の声も踏まえ労契法改正に沿った対応などを粘り強く訴えました。

このとりくみに際して、顧問契約を結んでいる弁護士事務所とも、述べ3回ほど相談し、とりくみへの助言をもらいました。

一方、当局との折衝や反対ピラ等により、名大の改正労働法対応について異議を唱えてきましたが、これまでのとりくみの中で「期待権？う～ん、よくわからない～」というようなことがいくつか出てきました。そんな不確定要素を一掃するため、労働関係に精通されている方を講師に、組合員を対象に「改正労働契約法について・期待権について、学んでみよう！」と題した昼休みの緊急学習会を3月21日に開催しました。

9. 無期労働契約転換修正提案と決定

2017年5月16日には2月の無期転換案の修正案が提案されました。5月19日に組合と過半数に対してもその内容が説明されました。この日の説明会にむけても組合員にメールマガジンで参加を呼びかけ、用意された会場は参加者でほぼ埋まりました。

この後、部局や組合と過半数の意見聴取を経て、6月20日には再修正案とこれらの無期転換案を実施するための就業規則改訂案が提案され、経営協議会を経て7月18日の教育研究評議会において、期限付き職員の「無期化」のルールが正式に決定されました。

本制度の概略は、任期付き職員を「部局選考・プロジェクト型『専門分野、活動場所が限定されている業務を行っている者。雇用経費が限定的（プロジェクト）である業務を行っている者。』」「全学共通型『全学的に共通性が高い業務を行っている者。』」「無期転換申出型『業務支援室の業務を行っている。一般的に、業務が期間限定かつ短時間で、他に本務がある者』」の3つの種類に分類し、それぞれの対象職種、無期転換の方法と条件、無期転換手続きについて整理しました。また、2017年度中に6年以上連続して勤務している場合は原則無期化する「経過措置」を行うこととしています。

最終的に決定された内容は、[①無期転換の種類である「全学共通型」の対象者について、週29時間以上で在職3年1か月超5年未満（無期転換後は30時間に統一）、全学共通の選考を行う]、[②選考方法について、筆記試験は見送り、自己評価書と全学面接で決定する]、[③正規化試験について、従前通り、高卒程度とする]、[④正規化試験を受けられる職種について、部局選考・プロジェクト型でも事務系職員登用試験の受験資格を認める]、[⑤これまでは年俸制に含めていると説明し、手当てされなかった年俸制適用者への通勤手当の支給]、[⑥無期転換ポストについて、現在雇用されている者が任期満了になり、その後任を補充する場合は、原則、無期転換ポスト（原則の例外は、後任を補充する予定がない場合、後任者の勤務条件が別の内容に変更される場合）]、[⑦経過措置として、今年度で雇用期間が6年を超えて

いる場合は自己評価書等の提出、面接のみで選考の予定]、[⑧クーリング期間について、改正労働契約法の趣旨を踏まえた運用のもと、6か月後の同一部局内での採用を認める方針へ変更]となっています(2017年9月9日全大教非常勤職員交流集会レポート名古屋大学職員組合契約・パート職員部会より)。

なお、給与については、状況によっては、無期転換前の給与水準から始め、年々時給を上げていく場合もある、とする提案から、「財政については、無期化に伴い2億4千万円の増額が想定されるが、改正労働契約法の趣旨や、有期・無期の間の労働条件の不合理な相違の解消を目的とする観点からも必要な措置である」と変更されました。

無期化された契約職員・パート職員には「限定職員就業規則」が適用されます。

各部局の無期転換ポストの調査が8月に行われ、経過措置以外の者の選考が開始されます。今後は、年度途中で雇用期限を迎える「経過措置」適用者や、意図的な無期転換ポストの削減が無いかなど、組合員の雇用を守るとりくみをすすめていきます。

おわりに

現在(この原稿をまとめている2017年9月6日)、契約・パート職員部会では9月7日に経過報告と組合の説明会を企画立案しました。組合が当局の「労働契約法改正に伴う無期労働契約転換」案に対してとりくんだ経過の報告と組合の説明を部会の役員自身で分担して報告しました。企画の案内ビラ(図7)を作成し、名古屋大学の全てのキャンパスの非常勤職員(約3千人)宛に手分けしてダイレクトメールを学内便で送付しました。参加申込が相次いで届いていて、説明会会場の座席数161の講義室は満席となり、ここ数年の名大職組のイベントでは最大の参加者数となりました(図8)。このとりくみを通して組合への加入申込みも増えています。

名大職組 契約・パート職員部会

「雇用期限問題について」の報告会 & 組合説明会

開催のご案内



名古屋大学職員組合 契約・パート部会では、2013年の改正労働契約法施行に伴い、非常勤職員の期限撤廃に向けて各部局長と会見を行ってきました。そして、団体交渉、学習会の開催、ビラ配り、署名活動、幟など積極的に活動しました。その結果、人事関係制度の見直しが行われ、名古屋大学では、2018年度より非常勤職員の雇用が大きく変わろうとしています。そこで、「非常勤職員の雇用期限問題について」の報告会と、職員組合の説明会を、下記の日程で開催いたします。

組合員の方も、組合未加入の方も、どうぞお気軽にご参加ください。(※参加される方には、無料で軽食をご用意いたします。)

「非常勤職員の雇用期限問題」報告会 & 組合説明会

日時: 2017年9月7日(木) 12:15 - 12:45

場所: 工学部7号館1階702講義室(キャンパスマップC2-2)
※学生相談総合センターのある建物の1階です。

対象者: 本学で勤務するすべての契約・パート職員の方(※事前申込が必要です。)

内容: 「雇用期限問題について」の報告会
名古屋大学職員組合 説明会
その他(時間があれば皆様からの質問に簡単にお答えします。)

希望の方は、8月29日(火)までに、事前にお申込みの上ご参加ください。

「申込締め切り」2017年8月29日(火)

※締め切り日以降に参加を希望された場合、軽食のご用意ができません。ご了承ください。

「申込方法」右側に記載された方法で、メールか電話でお申し込み下さい。

【図7】「雇用期限問題について」の報告会 & 組合説明会 開催のご案内
http://cps.nuufs.org/?action=common_download_main&upload_id=30

*** 名大職組メールマガジン 44-38 *****
□■「名大Eねっと」■□ // 第 2780 号 // 発行：名古屋大学職員組合
2017.9.22 中央執行委員会

●契約・パート部会からの報告

+++++
9/7 に無期転換の報告会、組合説明会を開催! 160 名の参加で、会場は満席!
+++++

名古屋大学職員組合契約・パート部会では、9月7日(木)に『「非常勤職員の雇用期限問題」報告会&組合説明会』を開催しました。

組合員・未組合員を問わずダイレクトメールで参加者を募った結果、160人を超える申し込みがありました。大学側より2月に提案された内容から、7月に出された最終決定で何が変わったのか、組合の訴えにより改善された点も紹介しつつ報告を行いました。

大学から示された無期転換対応は、現状で5年を超え継続雇用されており2017年度末まで契約の続く者は原則選考なしで無期転換。在職3年1か月を超える者も筆記試験なしの面接等による選考で無期転換。この2例が基本となりますが、非常勤職員の雇用条件は複雑多様化しており、雇用継続のための条件や待遇は個人で違うため、最終的には自身で確認する必要があることを注意喚起し、組合への加入の呼びかけに繋げました。

また、8月24日の朝日新聞に東京大学の雇止め記事が掲載されたことも急遽紹介。説明会全体を通じて、会場からは幾度となくどよめきの声が上がりました。説明会終了後には個人からの質問が数多く寄せられ、すぐに組合への加入を希望する声がありました。

++++ 周りの方へ組合加入の呼びかけをお願いします! +++++

全学の非常勤職員の方には、組合の加入申し込み書と組合の説明のビラを送付しております。

ぜひ周りの方に組合に加入いただくよう、お声がけをお願いします!
実質6年以上勤務し、「原則無期」の対応となる方が750名にもものぼるようです。

無期転換に関しての名大職組の取り組みと結果は、全国の大学でも例のないもので、各大学の組合や新聞社から問い合わせが相次いでいます。

ぜひこの無期の制度を維持させ、悪くならないようにする為組合に加入いただくようお声がけをお願いします。

☆非常勤職員の方の労働条件はこのように改善されてきました
http://www.nuufs.org/?action=multidatabase_action_main_filedownload&download_flag=1&upload_id=2517&metadata_id=52

☆組合の加入申込書
http://www.nuufs.org/?action=multidatabase_action_main_filedownload&download_flag=1&upload_id=1027&metadata_id=72

【図8】名大職組メールマガジン 44-38 「名大Eねっと」第 2780 号
発行：名古屋大学職員組合 2017.9.22 中央執行委員会